

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第24号

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例(平成29年四日市市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)、同項第3号イ(1)及びロ(1)に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、別表のとおりとする。</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)、同項第3号イ(1)及びロ(1)に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、別表のとおりとする。</p>

改正後		
別表(第3条関係)		
1 法第19条第1項第1号に該当するもの <u>0円</u>		
2 法第19条第1項第2号又は第3号に該当するもの		
納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) 単位:円 上段の金額:保育標準時間認定 下段()内の金額:保育短時間認定
階層	定義	年齢区分

区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税非課税世帯	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第3	市町村民税所得割非課税世帯（均等割額のみ）	11,000 (8,500)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額48,600円未満	12,200 (9,700)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額48,600円以上 58,800円未満	15,600 (13,100)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第6	市町村民税所得割課税世帯 課税額58,800円以上 97,000円未満	26,400 (23,900)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第7	市町村民税所得割課税世帯 課税額97,000円以上 133,000円未満	35,900 (33,400)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第8	市町村民税所得割課税世帯 課税額133,000円以上 169,000円未満	41,900 (39,400)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第9	市町村民税所得割課税世帯 課税額169,000円以	47,600 (45,100)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>

	上 2 3 5, 0 0 0 円未満	0)		
第 1 0	市町村民税所得割課税世帯 課税額 2 3 5, 0 0 0 円以 上 3 0 1, 0 0 0 円未満	5 2, 0 0 0 (4 9, 5 0 0)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
第 1 1	市町村民税所得割課税世帯 課税額 3 0 1, 0 0 0 円以 上	5 8, 5 0 0 (5 6, 0 0 0)	<u>0</u> <u>(0)</u>	<u>0</u> <u>(0)</u>
3 (略)				
備考 (略)				

改正前			
別表 (第 3 条関係)			
1 法第 1 9 条第 1 項第 1 号に該当するもの			
納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 単位: 円	
階層 区 分	定義	年齢区分	
		満 3 歳・ 3 歳児	4 歳以上 児
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	<u>0</u>	<u>0</u>
第 2	市町村民税所得割非課税世帯	<u>4 0 0</u>	<u>0</u>
第 3	市町村民税所得割課税世帯 課税額 4 8, 6 0 0 円未満	<u>3, 9 0</u> <u>0</u>	<u>2, 7 0</u> <u>0</u>
第 4	市町村民税所得割課税世帯 課税額 4 8, 6 0 0 円以上 6 2, 8 5 1 円未満	<u>6, 5 0</u> <u>0</u>	<u>4, 8 0</u> <u>0</u>
第 5	市町村民税所得割課税世帯 課税額 6 2, 8 5 1 円以上 7 7, 1 0 1 円未満	<u>1 0, 1</u> <u>0 0</u>	<u>7, 2 0</u> <u>0</u>
第 6	市町村民税所得割課税世帯	<u>1 3, 4</u>	<u>9, 9 0</u>

	課税額 77,101円以上 110,631円未満	00	0
第7	市町村民税所得割課税世帯	15,7	11,6
	課税額 110,631円以上 144,151円未満	00	00
第8	市町村民税所得割課税世帯	16,8	12,8
	課税額 144,151円以上 177,681円未満	00	00
第9	市町村民税所得割課税世帯	17,9	14,0
	課税額 177,681円以上 211,201円未満	00	00
第10	市町村民税所得割課税世帯	23,1	18,2
	課税額 211,201円以上	00	00

2 法第19条第1項第2号又は第3号に該当するもの

納入義務者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）単位：円 上段の金額：保育標準時間認定 下段（ ）内の金額：保育短時間認定		
階層区分	定義	年齢区分		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税非課税世帯	6,700 (5,600) 0	4,900 (3,800) 0	4,200 (3,100) 0
第3	市町村民税所得割非課税世帯	11,000	7,900	7,300

	帯（均等割額のみ）	(8,500)	<u>(5,400)</u>	<u>(4,800)</u>
第4	市町村民税所得割課税世帯 課税額48,600円未満	12,200 (9,700)	<u>9,100</u> <u>(6,600)</u>	<u>8,600</u> <u>(6,100)</u>
第5	市町村民税所得割課税世帯 課税額48,600円以上 58,800円未満	15,600 (13,100)	<u>11,700</u> <u>0</u> <u>(9,200)</u>	<u>10,800</u> <u>(8,300)</u>
第6	市町村民税所得割課税世帯 課税額58,800円以上 97,000円未満	26,400 (23,900)	<u>19,300</u> <u>0</u> <u>(16,800)</u>	<u>16,800</u> <u>(14,300)</u>
第7	市町村民税所得割課税世帯 課税額97,000円以上 133,000円未満	35,900 (33,400)	<u>25,000</u> <u>0</u> <u>(22,500)</u>	<u>20,800</u> <u>(18,300)</u>
第8	市町村民税所得割課税世帯 課税額133,000円以上 169,000円未満	41,900 (39,400)	<u>27,300</u> <u>0</u> <u>(24,800)</u>	<u>22,600</u> <u>(20,100)</u>
第9	市町村民税所得割課税世帯 課税額169,000円以上 235,000円未満	47,600 (45,100)	<u>29,800</u> <u>0</u> <u>(27,300)</u>	<u>25,000</u> <u>(22,500)</u>
第10	市町村民税所得割課税世帯 課税額235,000円以上 301,000円未満	52,000 (49,500)	<u>31,900</u> <u>0</u> <u>(29,400)</u>	<u>25,800</u> <u>(23,300)</u>
第11	市町村民税所得割課税世帯 課税額301,000円以上	58,500 (56,000)	<u>33,100</u> <u>0</u>	<u>26,600</u> <u>(24,100)</u>

	上	0)	<u>(30,6</u> <u>00)</u>	<u>0)</u>
3 (略)				
備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例別表の規定は、令和元年10月分として徴収する利用者負担額から適用し、同年9月分以前の月分として徴収する利用者負担額については、なお従前の例による。

(こども未来部保育幼稚園課)